

介護医療院施設整備費補助対象法人 審査要領【事業者型】

第1 法人の適格性

	審査内容	関係書類	審査基準	留意事項
組織運営	1 定款・寄付行為は適正か 2 役員等は適正に配置されているか 3 会議は適正に実施しているか 4 業務一般は適正か 5 附帯業務は適正か 6 人事管理は適正か	・定款、寄付行為、法人登記事項証明書 ・役員名簿 ・選任関係書類(社員総会議事録、就任承諾書、履歴書) ・社員名簿、評議員名簿 ・社員総会、理事会、評議員会議事録 ・法人台帳、開設許可証、印鑑証明書 ・医療監視、監査報告書	1 <input type="checkbox"/> 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。(理事3人以上、監事1人以上を置いていること。) 2 <input type="checkbox"/> 法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。 3 <input type="checkbox"/> 既開設の病院、介護医療院等の管理者はすべて理事に加えられていること。 4 <input type="checkbox"/> 実際に法人運営に参画できない者が、名目的に理事に選任されていることは適当でないこと。 5 <input type="checkbox"/> 監事は、理事、評議員及び法人職員を兼任していないこと。また他の役員と親族等の特殊な関係がある者ではないこと。 6 <input type="checkbox"/> 監事は、実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が選任されていること。 7 <input type="checkbox"/> 監事が、法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査を行っていること。 8 <input type="checkbox"/> 社員総会、理事会及び評議員会が、定款等に定められた時期及び必要な時期に議決事項に従い開催されていること。 9 <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為に記載されている業務が行われていること。(記載されていない業務を行っていないこと) 10 <input type="checkbox"/> 附帯業務の経営により、主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。 11 <input type="checkbox"/> 病院等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。	・その他詳細について「医療法人運営管理指導要綱」を準用する。 ・いままでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築することが要請される。(厚生省健康政策局長通知) ・社会福祉法人については「社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領」を適用する。 ・公益法人については「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」を準用する。
事業実績	7 事業運営実績があるか 8 既存の施設運営に問題点はないか	・法人登記事項証明書、定款、パンフレット ・指導検査結果	12 <input type="checkbox"/> 当該法人について、原則として介護保険施設、老人福祉施設、病院、有床診療所等の運営実績があること。 13 <input type="checkbox"/> これまでに行政処分、行政指導がある場合は改善されていること。	・居住系指定介護保険事業所などについても個々に判断する。

第2 法人の財務状況

	審査内容	関係書類	審査基準	留意事項
財務状況	9 財務状況は健全であるか(B/S)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・勘定科目内訳明細書 ・固定資産台帳 ・試算表 ・経営分析調査報告書 ・勘定科目内訳明細書 	14 <input type="checkbox"/> 債務超過でないこと。 15 <input type="checkbox"/> 原則として以下を指標とすること。 ただし、当該年度の「介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)」の別表1に掲げる整備区分「転換改修」及び「看取り対応改修」については、本基準は適用しない。 (1)自己資本比率:20%以上 (2)流動比率:200%以上 (3)長期固定適合率:100%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・恒常的な財務健全性を確認するものであり、一時的な資本増強は捨象する。 ・高収益を求めるものでなく健全性を確認するもの。 ・大きく乖離する場合は、合理的理由を必要とする。
	10 財務状況は健全であるか(B/S勘定科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬支給基準 	16 <input type="checkbox"/> 預貯金の種類及び残高は、当該資金計画における自己資金を裏付けるものであること。 17 <input type="checkbox"/> 固定資産は適正な減価償却がされていること。 18 <input type="checkbox"/> 貸付金は回収の見込みが高いこと。 19 <input type="checkbox"/> 役員報酬は、法人の資産、収入状況、事業規模を踏まえ役割・責任に応じた適正な額を支出していること。 20 <input type="checkbox"/> 委託料における委託業務の種類及び料額は適正であること。 21 <input type="checkbox"/> 借入金に係る利息は適正な料率であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該自己資金は、法人の営業(本業)活動による剰余金※30の蓄積とし、借入金、出所不明金は一切認めない。(一時的な出資金、寄付金等は原則これを認めない。) ・法人運営と直接関連しない貸付となっていないか。 ・根拠のない高額報酬となっていないか。 ・事実上の利益分配となっていないか。 ・主要取引銀行等によらない高利率のファイナンスとなっていないか。
	11 収支状況は健全であるか(P/L)	<ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書 	22 <input type="checkbox"/> 原則として過去3期連続して営業活動に基づく黒字が出ていること。ただし、一時的な事由による赤字の場合は、この限りではないが、過去3期連続して営業活動に基づく赤字が出ている場合は認められない。 なお、要綱の別表1に掲げる整備区分「看取り対応改修」については、本基準は適用しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な損失である場合は合理的理由があること。

	審査内容	関係書類	審査基準	留意事項
(財務状況)	<p>12 キャッシュフローは健全であるか</p> <p>13 資産管理は適正であるか</p> <p>14 会計管理は適正であるか</p>	<p>・預金通帳、残高証明書</p> <p>・土地・建物登記事項証明書 ・残高証明書、預金通帳 ・土地・建物賃貸借契約書</p>	<p>23 <input type="checkbox"/> 計画介護医療院における年間費用の12分の2以上の額(当該額が整備事業費の5%未満の場合は5%以上の額)を自己資金で有すること。</p> <p>24 <input type="checkbox"/> 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</p> <p>25 <input type="checkbox"/> 基本財産の処分又は担保供与については、定款等に定められた手続きを経て適正になされていること。</p> <p>26 <input type="checkbox"/> 都補助財産(都の補助実績がある介護医療院等)について、都知事の承認なく目的外の担保供与がされていないこと。</p> <p>27 <input type="checkbox"/> 現金は、金融機関に預け入れ、又は確実な有価証券に換え保管していること。</p> <p>28 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約の期間は長期間であることが望ましいこと。賃借料は近隣の土地・建物の料金と比較して著しく高額でないこと。</p> <p>29 <input type="checkbox"/> 医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異にする同一人が利益相反取引を行うので、特別代理人を選任すること。</p> <p>30 <input type="checkbox"/> 剰余金を配当してはならないこと。</p> <p>31 <input type="checkbox"/> 借入金は、社員総会、理事会の議決を経て行われていること。</p> <p>32 <input type="checkbox"/> 借入金は全て証書で行われていること。</p>	<p>・当該自己資金は、法人の営業(本業)活動による剰余金※30の蓄積とし、借入金、出所不明金は一切認めない。(一時的な出資金、寄付金等は原則これを認めない。)</p> <p>・根抵当権設定については目的如何にかかわらず禁止。</p> <p>・事実上の利益分配となっていないか。</p> <p>・医療法人における剰余金の用途は、医療の向上に還元するもの。(施設設備整備、職員給与改善、環境改善、積立金等)</p>

※原則として過去3か年の財務状況を対象とする。

第3 計画土地

	審査内容	関係書類	審査基準	留意事項
所有予定地	<p>15 寄付により取得する場合、所有者は建物所有(予定)者に対して寄付を行う意思があるか</p> <p>16 売買契約により取得する場合、売買契約は適正であるか</p> <p>17 物件は確実に所在するか</p> <p>18 寄付申込者又は売主は正当な所有者であるか</p> <p>19 土地売買価格が妥当であるか</p> <p>20 当該土地には抵当権等所有権以外の権利関係が存在していないか</p>	<p>・贈与契約(確約)書 ・印鑑登録証明書</p> <p>・土地売買確約書 ・印鑑登録証明書</p> <p>・土地登記事項証明書 ・配置図 ・公図(写し) ・所有権移転登記確約書</p> <p>・土地登記事項証明書</p> <p>・売買価格の根拠資料</p> <p>・土地登記事項証明書 ・抵当権抹消確約書 ・根抵当権抹消確約書</p>	<p>33 <input type="checkbox"/> 贈与契約(確約)書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。</p> <p>34 <input type="checkbox"/> 土地売買確約書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。</p> <p>35 <input type="checkbox"/> 所有権保存登記済であること又は所有権移転登記済であること。</p> <p>36 <input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書の内容が適切であること。</p> <p>37 <input type="checkbox"/> 売買価格が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。</p> <p>38 <input type="checkbox"/> 根抵当権が設定されている場合は、原則として認められないこと。</p> <p>39 <input type="checkbox"/> 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、その内容及び法人の経営状況等から、施設の安定的かつ継続的運営に影響を及ぼさないものであることとし、次の全てを満たすことを原則とする。</p> <p>(1)既借入金の年間返済予定額が、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること。</p> <p>(2)既借入金の総額が、直近決算における年間収入の0.8を乗じた額を超えていないこと。</p> <p>(3)直近決算における自己資本が、当該整備事業計画に係る総事業費に0.2を乗じた額を上回っていること。</p>	<p>・土地の使用貸借契約、共有による確保等は、原則として認められない。</p> <p>・抵当権(根抵当権を含む)抹消に確実な見通しがあるものは、認めてよいこと。(原則として審査会前に、遅くとも内示前に抹消すること)</p> <p>・当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、その抵当権者から施設整備に係る同意を得ること。</p> <p>・審査基準における(1)から(3)の各指標の定義は次のとおり。 (1)年間資金収支差額は、直近決算の事業活動資金収支差額(資金収支計算書)や営業活動によるキャッシュフロー(キャッシュフロー計算書)、又は税引き後当期利益に減価償却費を加えたもの(損益計算書)に相当するものをいう。 (2)年間収入は、直近決算の事業活動収入(資金収支計算書)や事業活動収入(事業活動計算書)、売上高(損益計算書)に相当するものをいう。 (3)自己資本は、直近決算の貸借対照表の純資産に相当するものをいう。</p>

	審査内容	関係書類	審査基準	留意事項
所有地	<p>21 建物所有者は当該土地を確実に所有しているか</p> <p>22 当該土地には抵当権等所有権以外の権利関係が存在していないか</p>	<p>・土地登記事項証明書 ・配置図 ・公図(写し)</p> <p>・土地登記事項証明書 ・抵当権抹消確約書 ・根抵当権抹消確約書</p>	<p>40 <input type="checkbox"/> 所有権保存登記済であること又は所有権移転登記済であること。</p> <p>41 <input type="checkbox"/> 根抵当権が設定されている場合は、原則として認められないこと。</p> <p>42 <input type="checkbox"/> 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、その内容及び法人の経営状況等から、施設の安定的かつ継続的運営に影響を及ぼさないものであることとし、次の全てを満たすことを原則とする。</p> <p>(1)既借入金の年間返済予定額が、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること。</p> <p>(2)既借入金の総額が、直近決算における年間収入の0.8を乗じた額を超えていないこと。</p> <p>(3)直近決算における自己資本が、当該整備事業計画に係る総事業費に0.2を乗じた額を上回っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地の使用貸借契約、共有による確保等は、原則として認められない。 抵当権(根抵当権を含む)抹消に確実な見通しがあるものは、認めてよいこと。(原則として審査会前に、遅くとも内示前に抹消すること) 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、その抵当権者から施設整備に係る同意を得ること。 審査基準における(1)から(3)の各指標の定義は次のとおり (1)年間資金収支差額は、直近決算の事業活動資金収支差額(資金収支計算書)や営業活動によるキャッシュフロー(キャッシュフロー計算書)、又は税引き後当期利益に減価償却費を加えたもの(損益計算書)に相当するものをいう。 (2)年間収入は、直近決算の事業活動収入(資金収支計算書)や事業活動収入(事業活動計算書)、売上高(損益計算書)に相当するものをいう。 (3)自己資本は、直近決算の貸借対照表の純資産に相当するものをいう。

	審査内容	関係書類	審査基準	留意事項
借受予定地	<p>23 土地所有者が国又は地方公共団体以外の場合、建物借受予定者に対して貸与の契約を行う意思があるか</p> <p>24 土地所有者が国又は地方公共団体の場合、貸与または使用許可は確実に受けられるか</p> <p>25 物件は確実に所在するか</p> <p>26 当該土地には抵当権等所有権以外の権利関係が存在していないか</p> <p>27 賃貸借契約期間は妥当であるか</p> <p>28 土地賃料は妥当であるか</p>	<p>・賃貸借確約書又は地上権設定確約書</p> <p>・賃借権設定又は地上権設定登記確約書</p> <p>・印鑑登録証明書</p> <p>・貸与確約書</p> <p>・使用許可承諾書</p> <p>・土地登記事項証明書</p> <p>・配置図</p> <p>・公図(写し)</p> <p>・土地登記事項証明書</p> <p>・抵当権抹消確約書</p> <p>・根抵当権抹消確約書</p> <p>・賃貸借確約書</p> <p>・地上権設定確約書</p> <p>・賃貸借価格の根拠資料</p> <p>・土地登記事項証明書</p>	<p>43 <input type="checkbox"/> 借地借家法に違反していないものであること。</p> <p>44 <input type="checkbox"/> 実印を使用し、印鑑登録証明が添付されていること。</p> <p>45 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体から貸与又は使用許可が確実に受けられること。</p> <p>46 <input type="checkbox"/> 所有権保存登記済であること又は所有権移転登記済であること。</p> <p>47 <input type="checkbox"/> 事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないこと。 抵当権(根抵当権を含む)が設定されている場合は、原則として認められない。</p> <p>48 <input type="checkbox"/> 借地借家法に違反していないものであること。</p> <p>49 <input type="checkbox"/> 建物の財産処分制限期間以上の契約期間の設定がされていること。又は、自動更新条項が契約に入っていること。</p> <p>50 <input type="checkbox"/> 賃貸料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。</p>	<p>・土地所有者との賃貸借契約又は地上権設定契約(転貸借でない)であること。転貸借の場合は、その原因・理由に応じて判断すること。</p> <p>・土地の使用貸借契約、共有による確保等は、原則として認められない。</p> <p>・抵当権(根抵当権を含む)抹消に確実な見通しがあるものは、認めてよいこと。(原則として審査会前に、遅くとも内示前に抹消すること)</p>

	審査内容	関係書類	審査基準	留意事項
借地	29 建物借受者は当該土地を確実に使用できる権限を有しているか	・賃貸借契約書又は地上権設定契約書 ・賃借権設定又は地上権設定登記確約書 ・配置図 ・公図(写し) ・印鑑登録証明書	51 <input type="checkbox"/> 借地借家法に違反していないものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者との賃貸借契約又は地上権設定契約(転貸借でない)であること。転貸借の場合は、その原因・理由に応じて判断すること。 抵当権(根抵当権を含む)抹消に確実な見通しがあるものは、認めてよいこと。(原則として審査会前に、遅くとも内示前に抹消すること) 土地の使用貸借契約、共有による確保等は、原則として認められない。
	30 当該土地には抵当権等所有権以外の権利関係が存在していないか	・土地登記事項証明書 ・抵当権抹消確約書 ・根抵当権抹消確約書	52 <input type="checkbox"/> 実印を使用し、印鑑登録証明が添付されていること。 53 <input type="checkbox"/> 事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないこと。 抵当権(根抵当権を含む)が設定されている場合は、原則として認められない。	
	31 賃貸借契約期間は妥当であるか	・賃貸借確約書 ・地上権設定確約書	54 <input type="checkbox"/> 借地借家法に違反していないものであること。 55 <input type="checkbox"/> 建物の財産処分制限期間以上の契約期間の設定がされていること。又は、自動更新条項が契約に入っていること。	

第4 立地条件等

	審査内容	関係書類	審査基準	留意事項
立地条件等	32 (転換創設・転換改築の場合)当該土地に施設の建設が可能であるか	・事業計画概要 ・容積率・建ぺい率が分かる資料	56 <input type="checkbox"/> 介護医療院の建築許可の見通しが確実であること(用途地域、建ぺい率、容積率等を満たした建物であるか)。	

第5 地域連携等

	審査内容	関係書類	審査基準	留意事項
地域ニーズ 住民同意	33 開設にあたって区市町村との連携が図られているか	・区市町村意見書	57 <input type="checkbox"/> 開設にあたって区市町村との事前協議が行われ、連携が図られていること。	<ul style="list-style-type: none"> 反対がある場合は、住民との話し合いの経緯及び結果をみて判断する。
	34 (転換創設・転換改築の場合)当該土地に介護医療院を開設することについて、地域住民は了解しているか	・地域自治会や近隣住民の同意書等	58 <input type="checkbox"/> 住民の理解と協力を前提とするため、原則として地元の反対がないこと。	

第6 計画建物

	審査内容	関係書類	審査基準	留意事項
建物	35 (転換改修・転換ユニット化改修の場合)物件は確実に所在するか	・建物登記事項証明書 ・建物配置図及び現況写真	59 <input type="checkbox"/> 所有権保存登記済であること又は所有権移転登記済であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抵当権(根抵当権を含む)抹消に確実な見通しがあるものは、認めてよいこと。(原則として審査会前に、遅くとも内示前に抹消すること) ・ 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、その抵当権者から施設整備に係る同意を得ること。 ・ 審査基準における(1)から(3)の各指標の定義は次のとおり (1)年間資金収支差額は、直近決算の事業活動資金収支差額(資金収支計算書)や営業活動によるキャッシュフロー(キャッシュフロー計算書)、又は税引き後当期利益に減価償却費を加えたもの(損益計算書)に相当するものをいう。 (2)年間収入は、直近決算の事業活動収入(資金収支計算書)や事業活動収入(事業活動計算書)、売上高(損益計算書)に相当するものをいう。 (3)自己資本は、直近決算の貸借対照表の純資産に相当するものをいう。
	36 当該建物には抵当権等所有権以外の権利関係が存在していないか	・土地登記事項証明書 ・抵当権抹消確約書 ・根抵当権抹消確約書	60 <input type="checkbox"/> 根抵当権が設定されている場合は、原則として認められないこと。 61 <input type="checkbox"/> 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、その内容及び法人の経営状況等から、施設の安定的かつ継続的運営に影響を及ぼさないものであることとし、次の全てを満たすことを原則とする。 (1)既借入金の年間返済予定額が、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること。 (2)既借入金の総額が、直近決算における年間収入の0.8を乗じた額を超えていないこと。 (3)直近決算における自己資本が、当該整備事業計画に係る総事業費に0.2を乗じた額を上回っていること。	
	37 (転換改修・転換ユニット化改修の場合)当該建物は、介護医療院として使用可能であるか	・設計図面 ・建築検査済証 ・消防検査済証	62 <input type="checkbox"/> 建築確認等の手続きに問題がないこと。	
	38 建物所有(予定)者が運営法人に対して貸与の契約を行う意思があるか	・建物賃貸借確約(契約)書 ・印鑑登録証明書	63 <input type="checkbox"/> 借地借家法に違反していないものであること。 64 <input type="checkbox"/> 実印を使用し、印鑑登録証明が添付されていること。	
	39 介護医療院運営事業者への安定的・継続的な賃借を承諾しているか	・賃貸借確約(契約)書 ・賃借権設定登記確約書	65 <input type="checkbox"/> 建物の財産処分制限期間以上の契約期間の設定がされていること。又は、自動更新条項が契約に入っていること。 66 <input type="checkbox"/> 賃貸借期間に合わせた建物賃貸借権登記を設定することについて承諾していること。	

第7 資金計画

	審査内容	関係書類	審査基準	留意事項
資金計画	42 資金調達の内容は適正かつ確実性があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達内訳一覧表 ・経営分析調査報告書 ・資金収支見込計算書、社会福祉充実計画及び社会福祉充実残額計算結果 ※社会福祉法人による転換創設及び転換改築の案件に限る。 	<p>67 <input type="checkbox"/> 施設開設資金は、公的補助金、公的借入金(福祉医療機構)、金融機関からの融資及び自己資金によること。</p> <p>68 <input type="checkbox"/> 補助金、自己資金を優先的に充当すること。(借入金の総額は、転換創設及び転換改築の案件(社会福祉法人によるものを除く。)にあつては、原則として資金調達総額の概ね2分の1を超えないようにすること。)</p> <p>なお、社会福祉法人にあつては、当該計画事業の整備区分が転換創設及び転換改築の案件については、借入金を返済し、かつ、施設運営及び大規模修繕に必要な自己資金の確保ができることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人からの借入、ファンド形成等による資金調達は認めない。 ・補助金の多寡(借入金割合)は、地域ニーズ、事業ニーズに連動する。 ・社会福祉法人による創設及び全面改築又は移転改築における大規模修繕に必要な費用については、平成29年1月24日付雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」3(5)⑤の算定方法により計算すること。 なお、大規模修繕費用については、おおむね20年目で必要な資金が確保できること。
	43 公的補助を予定している場合には、確実に補助の見込があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助要綱、募集要項 	69 <input type="checkbox"/> 当該補助制度の要綱等において、確実に対象法人として選定される見込があること。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等からの補助が確実との文書があれば望ましい。
	44 福祉医療機構からの借入金(医療貸付)の見込があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・融資相談状況 	70 <input type="checkbox"/> 福祉医療機構の融資基準等に照らして、確実に対象法人として選定される見込があること。	
	45 金融機関からの借入金は適正であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・融資証明(確約)書 ・金銭消費貸借契約書 ・社員総会、理事会議事録 	<p>71 <input type="checkbox"/> 金融機関は、法人の事業運営、財務状況について与信のある銀行等とすること。</p> <p>72 <input type="checkbox"/> 長期の証書による借入であること。</p> <p>73 <input type="checkbox"/> 借入金は、社員総会、理事会の議決を経て行われること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主要取引先銀行等が望ましい。 ・短期の手形貸付等は望ましくない。
	46 借入金償還の見通しはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金償還計画、収支シミュレーション 	74 <input type="checkbox"/> 償還財源となる減価償却前利益が元利償還金の範囲内であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の累積償還計画に留意する。(他類型施設、他県における開設等を考慮する。)

	審査内容	関係書類	審査基準	留意事項
(資金計画)	47 自己資金は確実に保有されているか。	<p>・預金通帳、残高証明書(過去3か年)</p> <p>・貸借対照表(勘定科目内訳明細書)、損益計算書、キャッシュフロー計算書</p>	<p>75 <input type="checkbox"/> 計画介護医療院における年間費用の12分の2以上の額(当該額が整備事業費の5%未満の場合は5%以上の額)を自己資金で有すること。</p> <p>76 <input type="checkbox"/> 現金は、金融機関に預け入れ、又は確実な有価証券に換え保管していること。通帳等において過去3年の出所が明らかであること。</p> <p>77 <input type="checkbox"/> 勘定科目内訳明細書における預貯金の種類及び残高は、当該資金計画における自己資金を裏付けるものであること。</p> <p>78 <input type="checkbox"/> 他の設備投資等の資金需要によって上記の基準額を欠くことがないこと。</p>	<p>・当該自己資金は、法人の営業(本業)活動による剰余金※30の蓄積とし、借入金、出所不明金は一切認めない。(一時的な出資金、寄付金等は原則これを認めない。)</p> <p>・預金通帳等の原本の確認を行う。</p> <p>・大きく乖離する場合は、合理的理由を必要とする。</p> <p>・近年の設備投資(他類型施設、他県における開設等)に係る資金需要を考慮する。</p>